



2018年11月14日

各 位

株 式 会 社 プ ロ ス ペ ク ト
代表取締役社長 カーティス・フリーズ
(コード番号：3528 東証第2部)
問い合わせ先 代表取締役常務 田 端 正 人
電 話 番 号 0 3 (3 4 7 0) 8 4 1 1 (代 表)

2019年3月期第2四半期報告書の提出遅延及び監理銘柄（確認中）への
指定見込みに関するお知らせ

当社は、2019年3月期第2四半期報告書について、以下のとおり、金融商品取引法第24条の4の7の第1項に定める期間内である2018年11月14日までに提出できる見込みがありませんので、お知らせいたします。

記

1. 提出が遅延するに至った経緯

当社は、海外案件に係る現地での納税を契機に、過年度に計上した税金費用の金額について誤りがあったことが判明したため、2017年3月期まで遡り税金費用の再算定を行う必要があると判断しました。

過年度の影響額については現在調査中であり、簡易的なシミュレーションの段階ではありませんが、2017年3月期及び2018年3月期に追加して計上すべき税金費用の金額は概ね累計3億円から5億円の可能性があります。これは当社及び当社の会計監査人の重要性基準を各期ともに超える重要な金額であります。再算定に際し、社内の関係部署並びに社外の国際会計及び国際税務に知見のある専門家のアドバイスを受けて適切な会計処理並びに正しい税金費用の算定及び確定を行い、会計監査人と連携・協議を行いながら、過年度の財務諸表や有価証券報告書等を修正し会計監査人の監査報告書或いはレビュー報告書を受領していく予定です。さらに、第三者又は社内調査委員会を組織し、原因の究明並びに一連の訂正等の正確性を担保し、その他の海外案件も含めて検証のうえ適切な再発防止策を策定することを具体的に検討しております。その為、調査に一定の時間を要することや、監査法人の追加的監査手続きも必要となることから、決算数値の確定作業に時間を要するため決算発表を延期するものです。

2. 監理銘柄（確認中）への指定見込みについて

東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第605条第1項第13号aにより、金融商品取引法に定める提出期限（2018年11月14日）までに第2四半期報告書を提出できる見込みがない旨を開示した場合は、当該銘柄を監理銘柄（確認中）に指定することとされております。よって、当社株式は、東京証券取引所より、投資家の皆様の注意を喚起するため、2018年11月14日付で監理銘柄（確認中）に指定される見込みであります。

また、東京証券取引所の上場廃止基準により、レビュー報告書を添付した2019年3月期第2四半期報告書を法定期限の経過後1か月以内（2018年12月14日）に提出できなかった場合、当社株式は整理銘柄に指定された後、上場廃止になります。

3. 今後の見通し

当社は、2018年12月14日までに過年度の財務諸表や有価証券報告書等を修正するとともに、2019年3月期第2四半期報告書を提出すべく、会計監査人の監査手続きに全面的に協力し、第2四半期決算確定に向けた作業を進めてまいります。

現時点では、2019年3月期第2四半期報告書の提出時期について未定ですが、具体的な目途がつき次第、速やかに公表いたします。

株主の皆様をはじめ、お取引先および関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

以上